

山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

山鹿市長 早田順一

### 山鹿市規則34号

#### 山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市附属機関に関する規則（令和2年山鹿市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表退職手当審査会の項の次に次のように加える。

いじめ調査委員会	委員5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健医療機関の関係者 (3) 市長が必要と認める者	必要の程度、その期間	委員長	総務部 総務課
----------	--------	---	------------	-----	------------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。